

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

2016.2.10

社会福祉法人 嬉泉 次世代育成プロジェクト

① 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備 1-(1) ケ

子の看護休暇について1時間単位で取得を可能とした 弾力的運用の実施

- ・育児・介護休業等に関する規則を見直す

(期 間) 平成27年4月1日～平成28年3月31日

② 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し活躍できるようにするための取り組みの実施 1-(1) オ

育児休業中の職員に職場復帰しやすい環境等の整備

- ・職場復帰支援の場を提供する (上司との面談、子育て@相談等)
- ・休職者、妊活女子職員を対象とした職場復帰セミナーの開催

(期 間) 平成27年4月1日～平成29年3月31日

③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備 1-(2) イ

年次有給休暇取得の促進のための措置の実施

夏秋休み取得促進を周知し全職員が計画的に有給休暇取得ができるよう努める

- ・ノー残業ダイの定着と、行動計画期間中年度の有給休暇取得率を80%以上にする
- ・有給休暇付与制度についての見直しを図る

(期 間) 平成27年4月1日～平成29年3月31日

以上